

内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書

ファンド名

日本バリュー・ボトムアップ株式投資戦略アクティブETF
(コード：585A)

管理会社名

JAMP ファンド・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 大原 啓一

問合せ先 商品企画部 山口

TEL. 050 1871 1542

1. 運用方針の概要

(1) 【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

我が国の株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ. 一貫したバリュー投資哲学と運用プロセスに基づく企業分析をもとに中長期的観点から卓越した投資パフォーマンスを目指します。

ロ. わが国の金融商品取引市場に上場する株式の中から、厳密な企業分析に基づくボトムアップリサーチにより、事業の質に比べ割安に評価されている銘柄へ投資を行います。

ハ. 市場変動等により、同一銘柄の株式への投資割合を上限20%として投資を行います。

ニ. 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

ホ. 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

ヘ. 投資顧問（助言）会社*より投資に関する助言を受けて運用を行います。

ト. 資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

※ 投資顧問（助言）会社は日本バリュー・インベスターズ株式会社です。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条および第22条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として JAMP ファンド・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託会社として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第1号、第2号、第3号、第5号、第9号、第10号、第11号、第14号で定めるものをいいます。）

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

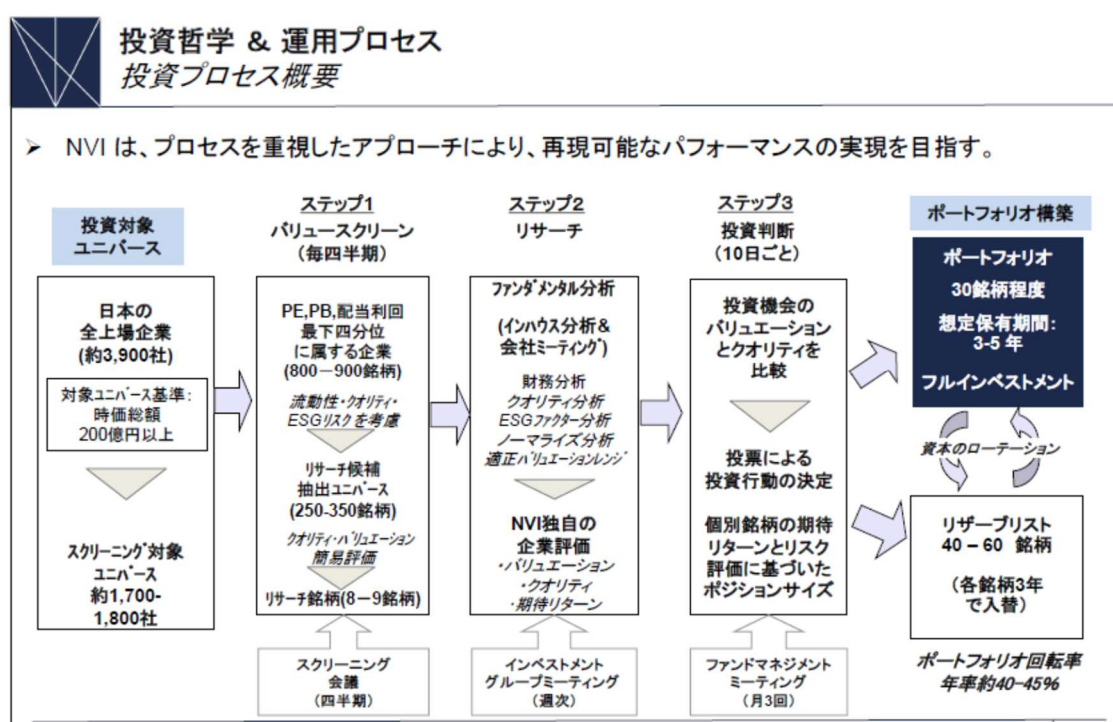
③ 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）より運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。⑤委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ポートフォリオ構築のプロセス

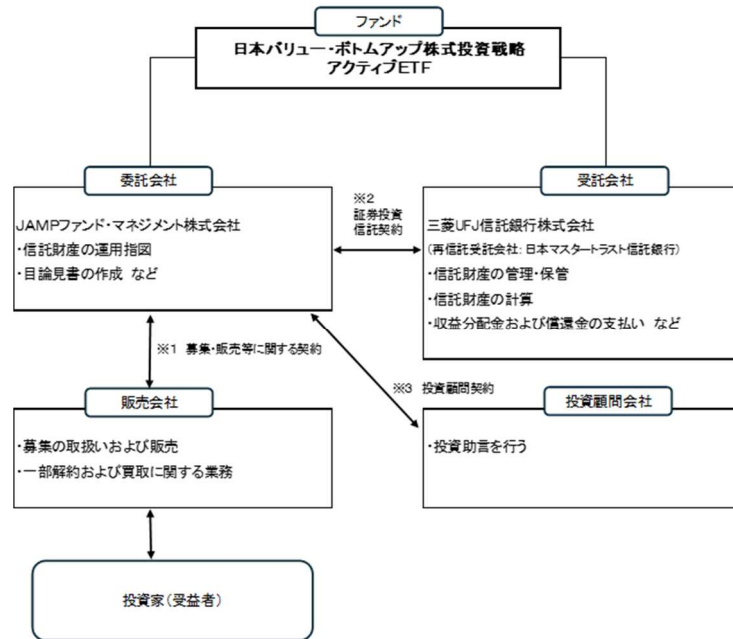


日本の金融商品取引市場に上場する株式の中から、厳密な企業分析に基づくボトムアップリサーチにより、事業の質に比べ割安に評価されている銘柄へ投資を行うことを目的に、①四半期毎に開催されるスクリーニングミーティングでは、投資対象ユニバース内において、PER・PBR・配当利回りのいずれかが、割安な上位25%に入る銘柄の中から、企業の質に問題はないものの、短期的な要因で割安になっている8~9銘柄を新たな調査対象として選定し、②週次のインベストメントグループミーティングでは、詳細なファンダメンタル分析に基づき、①で選定した調査対象銘柄について、通常ベース（ノーマライズ）のEPSと、それに対する適正なPERレンジを決定し、③10日ごとに開催されるファンドマネジメントミーティングでは、②で算出したEPSとPERから導かれる目標株価に対する期待リターンをもとに、各ポートフォリオ銘柄の保有ウェイトを決定しております。

<補足説明>

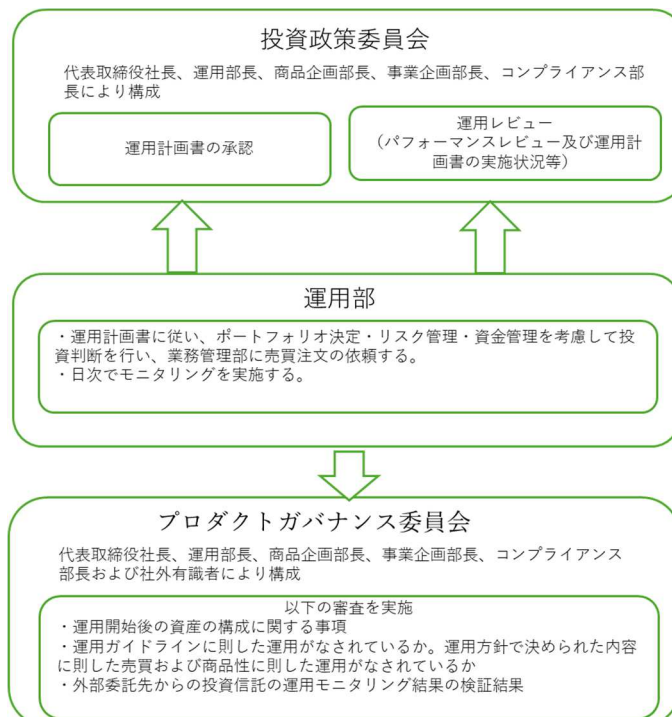
- ・PE： 株価に対する収益のことをいいます。
- ・PB： 株価に対する株主資本（純資産）のことをいいます。
- ・ESG： 「Environmental（環境）」「Social（社会）」「Governance（ガバナンス/企業統治）」の三つの頭文字を組み合わせた言葉です。これは、21世紀の企業経営や投資判断の中心的なテーマである「持続可能性」を測る基準として注目されています

【ファンドの仕組み】



(3) 【運用体制】

■ ファンドの運用体制は、以下のようになります。



※ 運用体制等につきましては、2025年12月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【投資制限】

①信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- (i) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (ii) 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）及び外貨建資産への投資は、行いません。
- (iii) デリバティブ取引はヘッジ目的以外には利用しません。
- (iv) 一般社団法人資産運用業協会に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
- (v) 一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーは、信託財産の純資産総額の35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②信託約款上のその他の投資制限

(i) 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。

(5) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

※初回決算日は、2027年7月7日となります。

- ①信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。
- ②売買益が生じても、分配は行いません。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (i) 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。
- (ii) 毎計算期末に信託財産から生じた前記(i)に掲げる利益の合計額は、(ii)に掲げる損失を控除

し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、解約差益金
2. 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、解約差損金

2. 投資リスク

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 集中投資リスク

信託財産の純資産総額に対する比率が10%を超えて投資する銘柄が存在する、または存在する可能性があります。そのため、分散投資を行う一般的な投資信託に比べ、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

・市場価格と基準価額の乖離について

ファンドの市場価格は、金融商品取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額と必ずしも一致するものではありません。

・アクティブ運用型ETFに関する留意点

ファンドはアクティブ運用型ETFであり、特定の指標に連動する投資成果を目指すものではありません。委託会社は、毎営業日にポートフォリオ情報（PCF）を開示しますが、前営業日の基準価額算出の基礎となった保有銘柄に関する情報であり、当日の売買は反映していません。そのため、当該ポートフォリオ情報を基に公表される立会時間中の1口当たり推定純資産額（インディカティブNAV）は、当該時点におけるファンドの適正な純資産価値と常に一致するわけではありません。

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

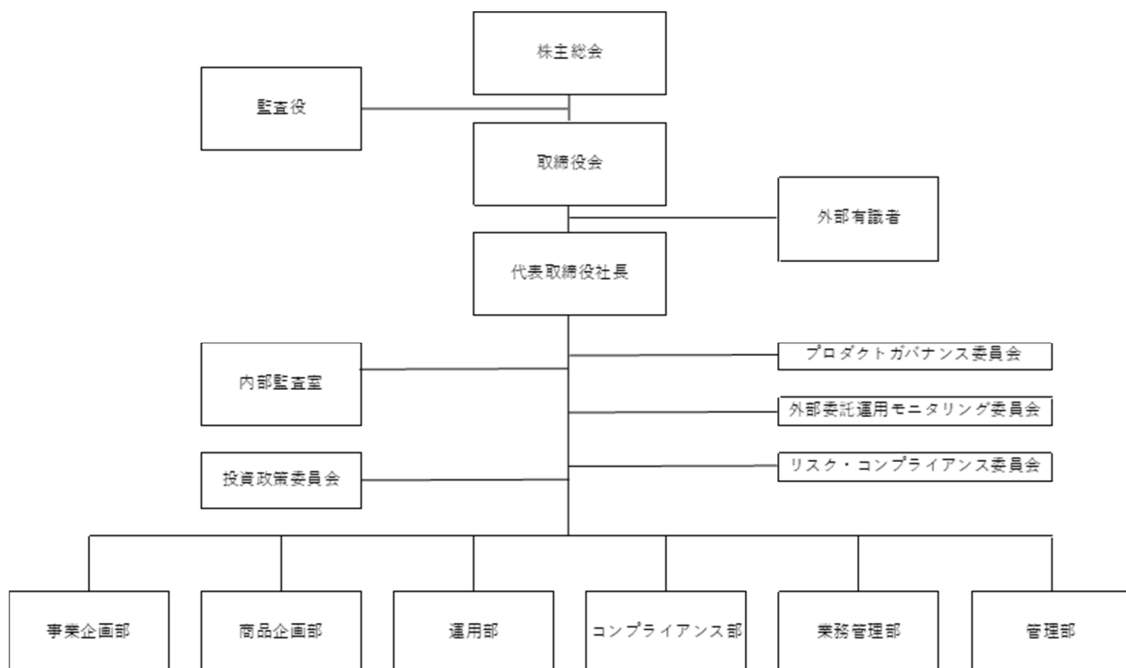
3. 想定投資者属性

本ETFは、以下の事項をすべて理解し、元本割れリスクおよび本ETFの請求目論見書に記載されている投資リスクを許容したうえで、本ETFの運用方針に則した運用で中長期の資産形成を目的とする投資家を主に想定しています。

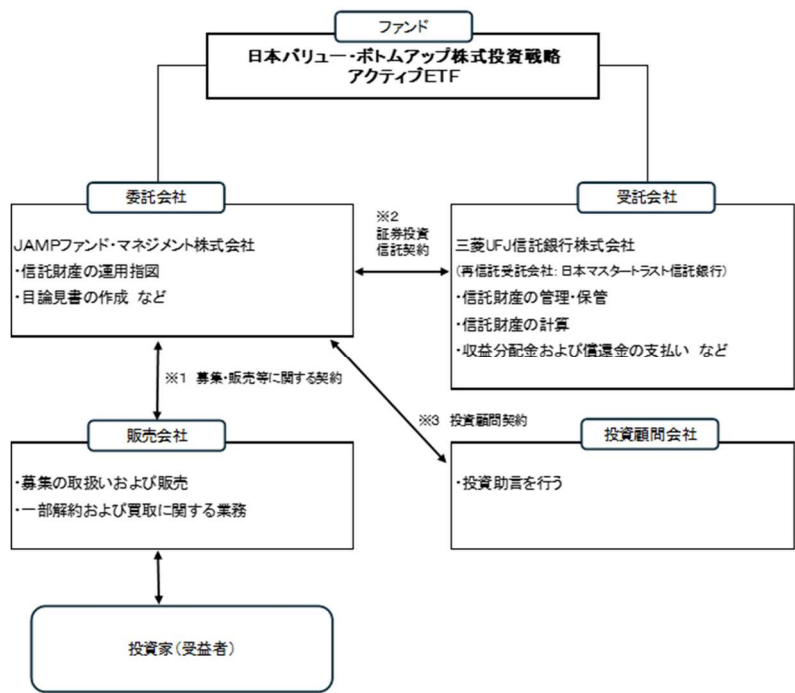
- ・ アクティブ運用型ETFは、指標連動型のETFとは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品です。本ETFは、ベンチマークを上回る収益の確保を図る運用ではなく、中長期の投資信託の成長を目指した運用を行うため、ベンチマークを採用していません。
- ・ ETFにおける積極運用の結果、基準価額が相場全体の変動からでは説明できない動きをする場合があること
- ・ 管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブNAV）については、ETFの適正価格に常に一致するというわけではないこと

4. 管理会社の運用体制の状況

(1) 組織図及び各組織の業務の概略

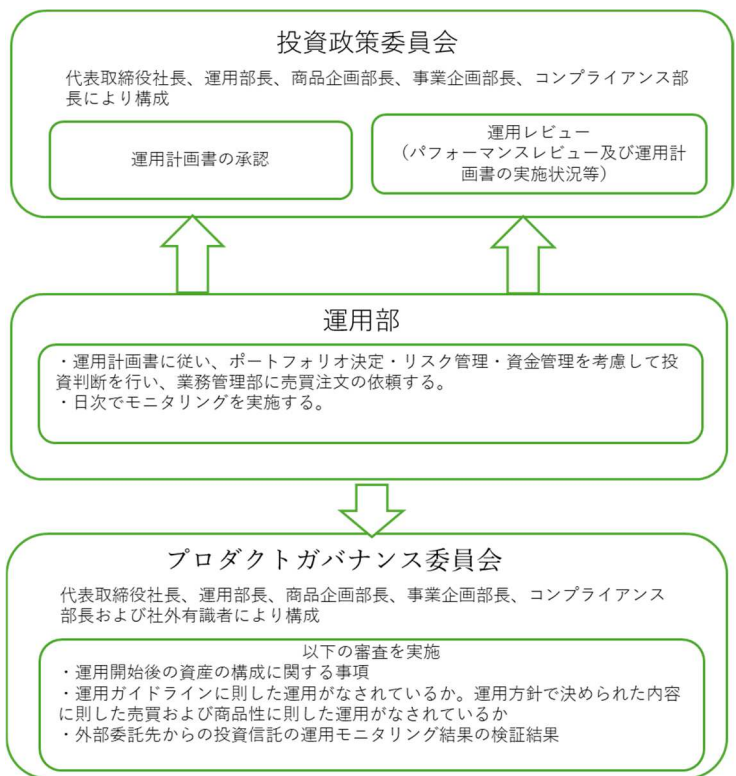


【ファンドの仕組み】



【運用体制】

■ ファンドの運用体制は、以下のようになります。



当ファンドの運用体制に係る各組織の業務の概略は以下の通りです。

- 運用部
運用計画書と運用ガイドラインから成る運用方針に基づき、ポートフォリオを構築・管理します。
- 投資政策委員会
投資政策委員会規程に基づき、運用方針の決定、運用レビュー（パフォーマンスレビュー及び運用計画書の実施状況等）の実施及び承認等を行います。
- プロダクトガバナンス委員会
プロダクトガバナンス委員会規程に基づき、資産構成、運用ガイドライン等の運用方針に則した運用が行われているかをモニタリングします。

(2) 運用責任者等に関する説明

	所属部署	運用経験	当ファンドの運用プロセスの中で負っている責任の内容
運用責任者	運用部	20年以上	運用責任者は株式、債券、オルタナティブ資産等の運用に関する業務に1999年より従事しており、様々な戦略に関する豊富な知識と経験を有しています。 また、運用責任者として、次の職務を遂行します。 ・ 戦略毎の運用計画書の承認 ・ 戦略毎の運用ガイドラインの承認 その他信託財産等の運用に関する事項の承認

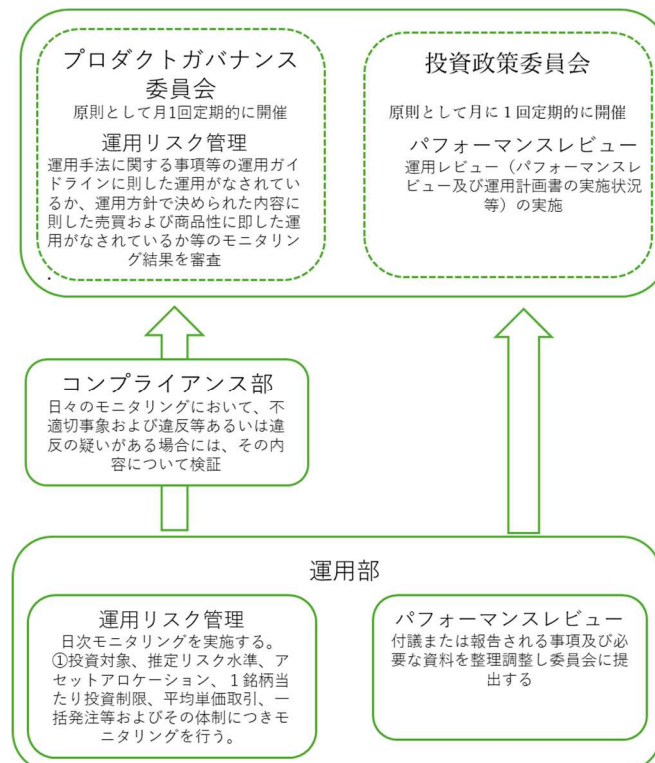
(3) 管理会社の運用実績

日本株アクティブファンド（私募投信）の運用実績は以下の通りです。（2026年2月末時点）

ファンド数：4本

純資産総額：110億円

(4) 内部管理体制の整備状況



<プロダクトガバナンス委員会>

- ・代表取締役社長、運用部長、商品企画部長、事業企画部長、コンプライアンス部長および社外有識者により構成され、議長は運用部長が行い、事務局は運用部が担当する。
- ・プロダクトガバナンス委員会は、運用商品に対するプロダクトガバナンスを効かせるため、以下について審査を行うことを目的とする。
 - (1) 自社ならびに外部委託先運用会社が新しい投信商品の開発を希望する際の当該商品の商品性や報酬料率等の適切性
 - (2) 運用開始後の資産の構成に関する事項
 - (3) 運用手法に関する事項等の運用ガイドラインに則した運用がなされているか、運用方針で決められた内容に則した売買および商品性に即した運用がなされているか等のモニタリング結果
 - (4) 外部委託先からの投資信託の運用モニタリング結果の検証結果(投資対象ファンド (FoFs スキームの場合を含む))および発覚した不適切事象および違反等

<投資政策委員会>

- ・代表取締役社長、運用部長、商品企画部長、事業企画部長、コンプライアンス部長により構成され、議長は運用部長が行い、事務局は運用部が担当する
- ・投資政策委員会は、当社の運用業務を、受託者責任に則って適切に遂行するために、運用方針（運用計画書と社内運用ガイドライン等）の決定、運用レビュー（パフォーマンスレビュー及び運用計画書の実施状況等）の実施及び承認等を行うことを目的とする。

(5) コンプライアンス体制の整備状況

- ・体制、責任者とその当該業務経験、権限範囲

コンプライアンス遵守の取組みとして、金融商品取引法等の関係法令や自主規制機関である投資信託協会および日本投資顧問業協会の定める諸規則等を遵守し、適切な業務が行われるよう社内規程等を整備しており、それら法令等の遵守を社員に意識付けるために定期的にコンプライアンス研修を実施しております。また、社内のコンプライアンス体制として「リスク・コンプライアンス委員会」においてコンプライアンスに関する重要な事項について、報告・協議・審議・決定を行っており、当委員会の審議を経て取締役会で承認を受けた「コンプライアンス・プログラム」に従ってコンプライアンス部において法令遵守状況の管理・監督に関する業務を所管し、社内コンプライアンス遵守推進に取り組んでおります。

社内コンプライアンス責任者は代表取締役社長となっておりますがコンプライアンス担当者としてコンプライアンス部長が社内コンプライアンスに係る業務を管理・監督を行っております。またコンプライアンス部長の当社における当該業務経験は5か月であります。コンプライアンス業務の経験は25年ございます。

- ・コンプライアンスマニュアルの整備

JAMP（日本資産運用基盤）グループ共通で「コンプライアンスマニュアル」を制定し、法令等遵守を中心にコンプライアンスに関して特に重要と思われる事項をまとめ、遵守すべき法令・ルールに従って行われるよう顧客、株主、従業員ならびに社会から期待されていること、コンプライアンスに反する行為が、当社事業の遂行に重大な影響を与えることを十分に認識し、経営の最重要課題として全社を

挙げてコンプライアンスに取り組んでいるといった会社としてのコンプライアンスに係る基本の考え方を示しております。

5. ポートフォリオ情報の提供方法

ポートフォリオ情報については、①管理会社、②株式会社東京証券取引所のウェブサイトで、PCFポートフォリオ・コンポジション・ファイル)でご覧いただけます。

PCFは日々立会開始前までに確定した内容を提供いたします。

① JAMPファンド・マネジメント株式会社

<https://www.jamplatform.com/jfm>

②株式会社東京証券取引所

<http://tse.factsetdigitalsolutions.com/iopv/table?language=jp>

以上

1. 金融商品の目的・機能

■ 基本方針

ファンドは、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

我が国の株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ. 一貫したバリュー投資哲学と運用プロセスに基づく企業分析をもとに中長期的観点から卓越した投資パフォーマンスを目指します。

ロ. わが国の金融商品取引市場に上場する株式の中から、厳密な企業分析に基づくボトムアップリサーチにより、事業の質に比べ割安に評価されている銘柄へ投資を行います。

ハ. 市場変動等により、同一銘柄の株式への投資割合を上限 20%として投資を行います。

ニ. 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

ホ. 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下とすることを基本とします。

ヘ. 投資顧問（助言）会社*より投資に関する助言を受けて運用を行います。

ト. 資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

2. 損失が生じるリスクの内容

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 集中投資リスク

信託財産の純資産総額に対する比率が 10%を超えて投資する銘柄が存在する、または存在する可能性があります。そのため、分散投資を行う一般的な投資信託に比べ、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に

大きくなる可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

・市場価格と基準価額の乖離について

ファンドの市場価格は、金融商品取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額と必ずしも一致するものではありません。

・アクティブ運用型ETFに関する留意点

ファンドはアクティブ運用型ETFであり、特定の指標に連動する投資成果を目指すものではありません。委託会社は、毎営業日にポートフォリオ情報（PCF）を開示しますが、前営業日の基準価額算出の基礎となった保有銘柄に関する情報であり、当日の売買は反映していません。そのため、当該ポートフォリオ情報を基に公表される立会時間中の1口当たり推定純資産額（インディカティブNAV）は、当該時点におけるファンドの適正な純資産価値と常に一致するわけではありません。

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

3. 管理会社が想定する購入層

本ETFは、以下の事項をすべて理解し、元本割れリスクおよび本ETFの請求目論見書に記載されている投資リスクを許容したうえで、本ETFの運用方針に則した運用で中長期の資産形成を目的とする投資家を主に

想定しています。

- ・アクティブ運用型ETFは、指標連動型のETFとは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品です。本ETFは、ベンチマークを上回る収益の確保を図る運用ではなく、中長期の投資信託の成長を目指した運用を行うため、ベンチマークを採用していません。
- ・ETFにおける積極運用の結果、基準価額が相場全体の変動からでは説明できない動きをする場合があること
- ・管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブNAV）については、ETFの適正価格に常に一致するというわけではないこと

4. 顧客利益最優先の運用会社のガバナンスの確保、プロダクトガバナンスの確保

委託会社に関する「プロダクトガバナンスに関する方針」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「プロダクトガバナンスに関する方針」https://www.jamplatform.com/jfm/product_policy

管理会社では、運用部とは別の組織として投資政策委員会が設けられています。投資政策委員会は、当ファンドの運用状況をモニタリングし、運用成果と運用プロセスが適切か否かを検証します。モニタリングと検証の結果をもとに、必要に応じて、取締役会・経営陣含む関係部署にフィードバックされます。

